



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

市民協働の サポーター 「つむぎす」と「募集」

市民と市が協働で行う事業を提案する、「市民協働事業提案制度」を立ち上げるにあたり、お互いが円滑に協働できるようなサポートする人材「つむぎす」を育成する講座の受講生を募集します。

講座は10月15日(木)から、おもに平日の夜に全8回、アルヴェなどで開催します。

対象▶行政との協働に関心があり、受講後に「つむぎす」として活動する意欲のあるかた。ただし、高校生以下のかたは除きます
定員▶30人程度。超えた場合は書類選考

応募方法▶市民協働・地域分権推進課(市役所分館2階)などにある応募用紙(市ホームページからも入手可)に必要事項を書いて、9月11日(金)(必着)まで、同課へ郵送、FAX、Eメールのいずれかで。
〒010-8560

秋田市市民協働・地域分権推進課
FAX(866)2129

Eメール ro-copr@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 市民協働・地域分権推進課 ☎(866)2037

臨時給付金の申請を お忘れなく

市では、消費税率引き上げの影響を踏まえ、今年度も「子育て世帯臨時特例給付金」「臨時福祉給付金」の給付を行います。

子育て世帯臨時特例給付金

対象のかた(平成27年6月分の児童手当受給者)へ、6月中に児童手当現況届と一緒に申請書を送りしています。公務員のかたには、職場から申請書が配布されています。

申請し、支給が決定したかたには、10月7日(水)に指定された金融機関の口座に給付金を振り込む予定です。これから申請するかたには10月以降、支給の可否などを順次お知らせします。申請は12月1日(火)まで。

子ども総務課 ☎(866)2072

臨時福祉給付金
給付金の対象になると思われるかたへ、8月17日(月)に申請書をお送りしました。申請書が届かないかたで、支給対象と思われるかた(下図参照)は、コールセンターにお問い合わせください。申請は11月18日(水)まで。

臨時福祉給付金専用コールセンター
| 平日の午前9時〜午後5時 |
☎0120-749292

平成27年度分の市民税(均等割)は課税されていますか
はい

平成27年度分の市民税が課税されているかたに扶養されていますか
はい

生活保護を受けていますか
はい

臨時福祉給付金の対象ではありません

臨時福祉給付金の支給対象となる可能性がります(6千円)

振り込み詐欺にご注意ください



市や厚生労働省などが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

不審に思ったらこちらへ
福祉総務課 ☎(866)6647
警察相談専用電話 ☎9110

農業子ども絵画コンクールの作品を募集

市内の小学生を対象に、田植えや稲刈りなど、「農業」をテーマに

した絵画を募集します。
最優秀賞・優秀賞各1点と特別賞などを選出し、賞状と副賞を贈呈します。応募者全員に参加賞もあります。

申し込み▶B3サイズの作品(画材などは自由)の裏面にタイトル、氏名、学校名、学年を記入した用紙を貼って、通学している小学校、または秋田市農業委員会事務局(市役所分館3階)へ、10月30日(金)までに提出してください

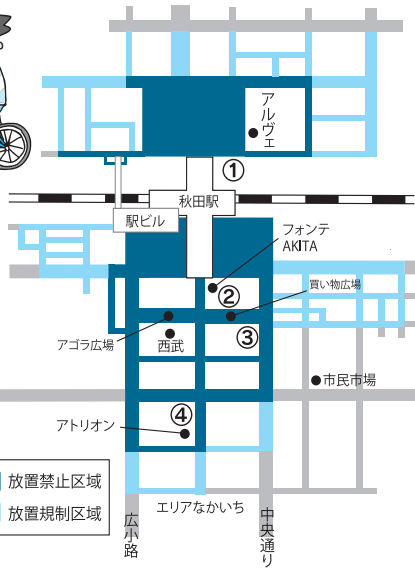
●問い合わせ 秋田市農業委員会事務局 ☎(866)2270

政治家の寄付は禁止されています

政治家の寄付および有権者が寄付を求めることは、法律で禁止されています。次の項目も禁止対象ですのでご注意ください。

- ▼秘書などが代理で出席する場合の結婚祝や葬儀の香典
 - ▼地域の運動会・スポーツ大会、町内会の集会・旅行などへの寸志や飲食物などの差し入れ
 - ▼祭りへの寄付・差し入れ
 - ▼落成式・開店祝いなどの花輪
 - ▼病気見舞い、お歳暮・お年賀、入学祝い・卒業祝い、葬儀の花輪・供花
- 問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

自転車などの放置禁止・規制区域



*数字は駐輪場の位置。

あきたえきじょうへん
秋田駅周辺では自転車
などは指定の駐輪場へ

秋田駅周辺は、自転車などの放置禁止・規制区域(左図)です。自転車は駐輪場に置きましょう。

**秋田駅周辺の駐輪場と開場時間
有料駐輪場**

- ① 秋田駅東自転車等駐輪場
：午前5時～翌午前0時30分
 - ② 秋田駅西地下自転車駐輪場
：午前6時30分～午後10時30分
 - ③ 秋田市駐車場公社自転車バイク駐輪場：午前7時～午後9時
無料駐輪場
 - ④ アトリオン広場地下自転車駐車場：午前8時30分～午後9時30分
- 問い合わせ
交通政策課 ☎(866)2035

しやくしよふうとう
市役所の封筒に
広告を載せませんか

平成27年度中に作成する、申告書を送る封筒など5種類の印刷物の広告主を募集します。入札参加の条件、広告枠の大きさなど、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

印刷物の種類

- ▼給与支払報告書関係書類用窓付封筒
- ▼償却資産(固定資産税)申告の手引き
- ▼償却資産申告書類用封筒
- ▼市民税・県民税申告書用窓付封筒
- ▼市税のしおりQ&A

入札参加申し込み 9月11日(金)まで市民税課(市役所1階)へ
入札日時と会場 9月24日(木)午前10時、契約課入札室(市役所3階)

● 問い合わせ
市民税課 ☎(866)2054

じょうほうこうかい こじんじょうほうほご
情報公開、個人情報保護
の相談は文書法制課へ

市が持つ情報を知りたいときは、情報公開制度により公文書の開示を請求できます。

また、個人情報保護制度では、市が持っている個人情報を取り扱うルールを定めており、どなたでも自分の個人情報について開示や訂正、利用停止を請求できます。

資料閲覧コーナー(市役所1階)では、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

開示を請求できるかた

情報公開①市内に住所があるか
②市内に事務所がある個人や法人、団体
③市内に通勤、通学しているか
④市が行う事務事業に利害関係があるか
個人情報⑤その情報の本人。運転免許証など、本人確認ができる書類をお持ちください

対象機関(情報公開・個人情報保護)

市長(※)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会、秋田公立美術大学、市立秋田総合病院

※市長事務部局 総務部、企画財政部、市民生活部、福祉保健部、保健所、子ども未来部、環境部、商工部、農林部など。

対象となる公文書

職員(法人の役員を含む)が仕事で作成・取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるために管理しているもの

平成26年度開示状況

公文書：開示請求148件。内訳は、開示42件、部分開示97件、不存在3件、取り下げ6件。不開示：在否応答拒否・却下はいずれも0

件。おもな内容は、市が行った建物等修繕、業務委託などに関する契約月日が分かる文書など。

個人情報：開示請求21件。内訳は、開示14件、部分開示5件、不存在が2件、不開示・在否応答拒否・却下・取り下げはいずれも0件。請求のおもな内容は、自分の住民票などの取得に使われた交付請求書と添付書類など。

来年1月からのマイナンバー制度の開始に備え、個人番号と氏名、生年月日などが結びついた「特定個人情報」について、一般の個人情報よりも手厚い保護措置がとられるよう、秋田市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正しました。

- ① 目的外利用の制限：個人番号を収集する際に明示した利用目的以外のために、特定個人情報を利用することを原則禁止します
- ② 提供の制限：法律で定められた場合以外に、特定個人情報を提供することを禁止します
- ③ 開示請求権など：特定個人情報は、本人や法定代理人、本人の委任を受けた代理人が開示請求などをすることができず

問い合わせ・開示請求

市役所1階の文書法制課情報公開担当(秋田銀行秋田市役所支店隣)
☎(866)2272